

にかほ市工業振興条例 奨励措置のご紹介

■ 指定基準

工場等の新設・増設の場合

- 投下固定資産取得総額 **1,000万円超** ※割賦による取得は対象外
- 操業時,常時雇用従業員 **5人以上(新設のみ)**

■ 奨励措置

1 市税優遇制度

- 固定資産税の**5年間課税免除**

2 土地・建物借上助成金

- 借上料の一部 **5年間助成**
※借上げる土地・建物にかかる固定資産税相当額(上限額100万円/年)

3 雇用促進助成金

- 本市に住所を有する新規雇用正社員1人につき
25万円助成 (上限額1,250万円、1回限り)
※操業日の前後6箇月以内に雇用契約し、1年以上雇用

4 設備投資助成金

- 投下固定資産(土地を除く)の取得額の一部(★) 助成(上限額1,000万円)
※指定の日の属する年度1回限り。

5 機械設備リース料助成金

- リース料の一部(★) **5年間助成**(上限額200万円/年)
※機械設備リース等の総額1,000万円超の場合

6 使用料助成金

- 通信回線使用料、電力使用料、ガス・工業用水使用料の**30% 5年間助成**
※工場等新設時、本市に住所を有する新規雇用正社員10人以上雇用した場合でかつ、投下固定資産の取得価格の総額1億円超の場合(上限額1,000万円/年)

★平成29年度は7%、平成30年度以降は5%、ただし、平成31年度以降は、にかほ市税条例第31条第2項中ホに掲げる法人事業所(資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数50名以下)のみ助成対象。

■ 奨励措置の対象となる業種

日本標準産業分類 (平成21年総務省 告示第175号)	製造業	大分類「製造業」に分類されるもの
	本市工業の振興に 資すると認められ る事業	大分類「情報通信業」に掲げられる中分類「情報サービス業」に分類されるもの
		大分類「運送業、郵便業」に分類されるもののうち、中分類「郵便業」を除くもの
		大分類「卸売業、小売業」に分類されるもののうち、中分類に掲げる各種小売業を除くもの
		大分類「学術研究、専門技術サービス業」に掲げられる中分類「学術・開発研究機関」及び「技術サービス業」に分類されるもの
その他市長が本市工業の振興に資すると認めた事業		

☆申請様式はホームページの申請書ダウンロードに備え付けております。

届出・問い合わせ先： にかほ市商工観光部商工政策課(市役所象潟庁舎)
電話 0184-43-7600
ファックス 0184-43-3239
電子メール shoukou@city.nikaho.lg.jp